

# 「早期発見」・「見守り」・「支援」で 高齢者と障がい者を虐待から守る

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。  
この背景には、認知症や障がいに対する理解不足、家族の介護疲れなど、さまざまな要因があります。  
虐待を早期に発見し、また地域全体で見守り、支援することができれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

## □こんなことが虐待になります

- 虐待は大きく5つに分かれ、いくつかの虐待が重なって行われている場合もあります。
- ◆**身体的虐待** 暴力をふるい体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること。  
(例) たたく、蹴る、縛り付ける、無理やり食事を口に入れる
- ◆**心理的虐待** 侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること。  
(例) 怒鳴る、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する、心理的苦痛を与える
- ◆**性的虐待** 無理やり(または同意と見せかけ) わいせつなことをしたり、させたりすること。  
(例) 人前でおむつを交換する、下着のまま放置する、わいせつな行為をする(させる)
- ◆**経済的虐待** 本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。  
(例) 不動産や年金、預金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない
- ◆**ネグレクト(介護や世話の放棄)** 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。  
(例) 食事を与えない、入浴させない、受診させない

## □虐待の原因の一つは介護疲れです

介護者の心身の疲労は、虐待の主な原因の一つです。  
介護は長期にわたることが多く、また「自分(たち)でやらなければ」と、家族だけで全てを抱えこもうとする場合が少なくありません。介護者の負担が限界に達したとき、虐待という結果を招くことになります。  
短期入所など福祉サービスの利用で介護者の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間を作りましょう。

## □サポートを上手に利用しましょう

虐待をしている本人には、虐待をしているという認識がない場合が多くあります。  
虐待されている側も、介護してくれている家族をかばうこと、また、虐待されている事実を周囲に知られたくないといったことが少なくありません。  
介護をしている人は、悩みや心配ごとを一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しながら、介護を続けていきましょう。

## □周囲の気付きと通報がみんなを救います

虐待を防ぐには、周囲の早期発見が重要です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく、虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。  
守秘義務により、通報者名とその内容は守られますので、虐待を発見したときや、虐待かもという疑いを持ったときには、すぐに通報してください。

## □「高齢者虐待防止ネットワーク」で虐待防止へ

町では「高齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

- ◆高齢者・障がい者の介護に関する相談／虐待の通報先  
福祉課 ☎85-7790
- ◆高齢者の介護に関する相談  
町地域包括支援センター ☎85-3002



## 老人福祉事業 功労者表彰

老人福祉の向上などに功績のあった6人の方々を表彰することが決定しました。感謝状と記念品を贈呈します。  
表彰される方は、次のとおりです。(敬称略)

**老人福祉事業功労者**

- 菊川 芳明(湯本)
- 小川 ツル(湯本)
- 大場 診(二ノ平)
- 川久保 雅子(強羅)
- 小林 博(箱根)
- 勝又 愛子(箱根)
- 照会先 福祉課

☎8517790

## 長寿夫妻に記念品を 贈呈しました

結婚50年および60年の長寿夫妻に対し、記念品を贈呈しました。(敬称略)

**結婚50年(金婚式)**

- 細川 洋吾・典子(大平台)
- 要田 宮夫・悦子(大平台)
- 小堀 高吉・妙子(宮城野)
- 矢作 高宏・幸子(仙石原)
- 越智 尊彦・英子(仙石原)

**結婚60年(ダイヤモンド婚式)**

## 百歳のお祝いに 総理大臣から銀杯

今年度中に百歳を迎える方に、内閣総理大臣から贈呈された祝状と記念品の銀杯を伝達しました。(敬称略)

- 吉賀 つや(仙石原)
- 渡邊 フミ(元箱根)
- 秋山 キミ子(湯本)
- 安藤 マツエ(大平台)
- 中村 房子(元箱根)
- 勝俣 信子(宮城野)
- 照会先 福祉課

☎8517790

## 年金生活者支援 給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。  
受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金

## ◆対象となる方

- ・老齢基礎年金を受給している方。
- ・次の要件をすべて満たしている方。
- ①65歳以上である
- ②世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方。
- ①前年の所得額が約47.2万円以下である

## ◆請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方  
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせが送付されます。  
同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。
- 令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ②年金を受給しはじめる方  
年金の請求手続きと併せて

## ◆日本年金機構や厚生労働省 を装った不審な電話や案内に ご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求められることもあります。

**照会先** ねんきんダイヤル  
☎057010511165

## 付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料を月々400円を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。  
付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることとなります。  
手続きを希望の方は、保険健康課まで申し出てください。

**照会先** 保険健康課  
☎8519564

## 県と市町村による不動産 共同公売を実施します

滞納となっている税金を整理するため、県税事務所と県内の市町村が共同で不動産を公売します。差押中の物件を入札で売却する予定です。入札には、一般の方も参加できます。

**入札期間** 11月7日(月)～14日(月) ※期間入札での開催

**入札の場所** 税務課

**開札日時** 11月16日(水)10時30分

**開札の場所** 税務課

**売却決定日時** 12月7日(水)10時

**売却決定の場所** 税務課

**代金納付期限** 12月7日(水)14時まで

詳しくは、町のホームページか、県のホームページを確認してください。

**照会先** 税務課(収納係)  
☎8519573



町ホームページ



県ホームページ